

[事案 23-127] 更新無効請求

・平成 24 年 5 月 18 日 和解成立

<事案の概要>

更新手続きの際、「更新はしない」と募集人に伝えていたにもかかわらず更新が成立してしまったとして、口座から振替られた保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 10 月、更新手続のために訪問してきた募集人に対し、「保険料は高くなると駄目だから更新はできない」と言ったが、募集人が勝手に更新書類の「同額更新」に○をし、更新が成立してしまった。更新後の既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

更新手続きにおいて、募集人による一部不適切な取扱い（更新書類の取扱い）は認められるものの、申立人の更新の意思を確認していると判断していること、申立人自身が更新書類に自署・押印していることから、申立人の請求には応じられない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書面にもとづき審理を行ったところ、一部の不適切な取扱いを踏まえ、保険会社より和解案の提示があり、審査会においても同和解案は相当なものであると考え申立人に伝えた結果、同意が得られたので、和解契約書の調印をもって解決した。